



新任理事がオンライン研修を体験！

7月27日に、東京しごと財団主催の適正就業ガイドラインについての研修が実施されました。



当センターからは、浅井理事と木下理事が受講され、コロナ禍の中でオンライン方式での研修をセンターの打ち合わせ室で体験されました。
木下理事からは、理事として、適正就業を充分理解した上で、行動が求められることを痛感したこと。また、ほとんどの会員は請負に不慣れなため、適正就業の中の請負の再認識と、請負契約の現場毎の定期点検の必要性を感じたとの感想が寄せられました。
また、浅井理事からは、現役時代の新人研修を思い出しながら、オンライン研修に時代の変化を感じたこと。また、今やっている就業に関してかなり細かく法律等が入り込み運用されているため、簡単な事ではないと改めて思い知ったことや、具体的な事例の解説と質問・回答等が現実に参考になったとの感想を伺いました。
センターで請負就業している会員は約9割、派遣での就業会員は約1割です。

この中には両方で活躍している会員もそれぞれ含まれていますが、センターの会員として、「請負」について認識を深めることが重要という新任理事の受講報告でした。

シルバーのお仕事基礎知識〜適正就業ガイドライン〜

シルバー人材センターのお仕事は「請負」と「派遣」に分かれています。会社で長年勤務されてきた皆さんにとって「請負？」、「高齢法に基づいたシルバー人材センターのお仕事？」と馴染みのないことばかりでしょう。
会員の皆さんのお仕事には「安全」と「適正」の両面が不可欠。請負業務の場合、個人事業主として適正就業については、正しく理解しておく必要があります。
会員の請負就業の基準を示したものが「適正就業ガイドライン」です。
また、これに基づく具体的な「請負業務の主な判断基準」として東京都しごと財団から9項目が示されています。

適正就業ガイドラインから(抜粋)

会員の就業形態 請負

○ 発注者、シルバー人材センター、会員の関係

① シルバー人材センターが、発注者から業務を受注し、その業務を会員に請負わせる方法により行われます。
② シルバー人材センターは、発注者と業務の完成を目的とした請負契約を締結し、その業務の完成を目的とした請負契約を会員と締結して、業務を実施します。
③ 会員は請負った業務を自らの就業で完成させるため、発注者に会員に指揮命令できません。

○ 発注者、シルバー人材センター、会員の関係

① 請け負った業務は発注者の指揮命令を受けずに独立して処理できるものである。
② 仕事の分担及び緩急の調整などの管理を会員自らに行う必要はない。
③ 発注者の雇用する労働者と混在して業務を行うものでないこと。混在して業務を行う場合は、業務の遂行に関する判断やその他の管理を会

適正就業〇×クイズに挑戦！

「シルバー人材センター適正就業ガイドライン」等を元に、請負について主な判断基準9項目が示されています。そのうち、7項目をクイズにしてみました。
さあ！挑戦！あてはまるものには〇を、そうでないものには×をつけてみましょう。
(正解は2面の欄外をご覧ください。)

- 1 請け負った業務は発注者の指揮命令を受けずに独立して処理できるものである。
- 2 仕事の分担及び緩急の調整などの管理を会員自らに行う必要はない。
- 3 発注者の雇用する労働者と混在して業務を行うものでないこと。混在して業務を行う場合は、業務の遂行に関する判断やその他の管理を会

員自らがいい、請け負った業務を自らの業務として発注者から独立して処理する。
4 発注者が会員選定、配置及び交替に関与したり、名簿や履歴書などの提出を義務づけるものである。

5 会員が発注者から仕事の内容について詳細を聞かせることはあっても、発注者が会員に作業処理の指示、就業時間の管理及び残業などの指示をするものではない。

6 業務に必要な機械、設備、機材は、シルバー人材センター及び会員の責任と負担で調達する必要はない。

7 機械、設備、器材、材料もしくは資材を発注者から借入または購入した場合は、個別の双務契約(賃借契約など)を締結し、シルバー人材センター及び会員は保守及び修理を行うか、保守及び修理に要する経費を負担するものである。

地域情報紙の取材を逆取材？

8月5日に、地域情報紙「タウンニュース」多摩編集室の板垣編集長が、当センターに来所されました。



会員数の伸びが都内センターのトップで、堅調な事業実績にも着目された取材です。ちよっとお邪魔して、安宅局長を取材する様子をパチリ！
会員の皆さん、ぜひ、タウンニュースにもお目通しください。

会員数の伸び率が都内でトップに！

No.	センター名	令和2年度末会員数(人)	対前年比(伸び率)
1	多摩市	1,137	13.6%
2	狛江市	668	3.4%
3	神津島村	169	2.4%
4	文京区	1,153	2.2%
5	瑞穂町	461	1.5%

令和2年度、東京都内で当センター会員数が1番の伸び率となりました。新型コロナウイルス感染症防止として、入会手続きを会場ではなく郵送による手続きに変更したこと、入会希望者を待たせることなく会員登録できたことなどが要因です。

理事会だより

「理事会決議の省略」によるみなし決議の報告

4度目の緊急事態宣言が9月12日まで延長されたことを受けてセンターは、8月理事会については前月と同様、法令及び定款の規定に基づき、「理事会決議の省略」によるみなし決議により、次の理事長提案議案が承認同意されました。

- 承認事項
会員の入会について、この度も郵送による入会申請により26名が承認され、総数1230名に。
理事会の決議があったとみなされる日は令和3年8月27日とすることを承認。
- 報告事項
市長及び市議会議員への令和4年度予算要望について、全国シルバー人材センター事業協会による決議「超高齢社会にチャレンジするシルバー人材センターの決意と支援の要望」書をもって、要望を行うこと。
- 令和4年度受託単価及び配分金単価(公共)について、令和3年10月改定予定の最低賃金1041円を基に交渉することの報告。
- 8月就業公開募集の結果を報告。定員枠41名に対して、17名の応募がありました。
- 次期中期経営計画(仮称)について、策定作業の進捗状況を報告。

現行の「中長期計画」は、今年度で終了することから、時代や環境の変化に対応できる経営につなげていくために、次期5年間の計画を策定するものです。現状の到達点は、コンサルを活用して職員フィードバック等から進むべき方向性を仮置きし、その実現のため取組み全体の体系性を検討し、4つの大方針、中方針とその中での実施施策の検討段階です。

元職員による訴訟(損害賠償)についての途中経過報告。
請負・派遣事業の7月までの累計実績報告。
請負1億6283万円余(前年度比267%増)
派遣3362万円余(前年度比438%増)

前年度と比べてコロナ禍の影響が減少し、請負及び派遣ともに、実績は大きく伸びています。
常勤理事3名の職務執行状況の報告。

携帯ショートメッセージ(SMS)送信サービスのお知らせを一括送信

令和3年8月より皆様がお持ちの携帯電話宛にセンターからのお知らせを発信するサービスを開始しました。

まだ開始したばかりの為、当センターよりお知らせを送信する頻度は高くありませんが、よりタイムリーな情報発信ができるよう順次活用を予定しています。

なお、このサービスは送信専用の為、皆様からセンター宛に返信をしても届きません。



掃除 担当: 佐々木・小林 就業先: 自宅業事務所の建物 住所: 貝取1丁目 内容: 建物内共有部分の掃除、玄関先の掃除 時間: 3時間/回 頻度: 週1回/隔週 就業時間、就業日とも相談にて決定	植栽管理 担当: 林・権崎 未経験大歓迎! 就業満了期限無し 就業先: 市内全域 内容: 植木の剪定・刈込・草刈 時間: 8時~15時 頻度: 月8~15日程度 備考: 配分金はランク制	見守り 担当: 奥山 就業先: 大妻学院 住所: 唐木田2丁目 内容: 通学路見守り 時間: 7時15分~8時30分および15時20分~16時35分 頻度: 月12日程度
清掃 担当: 若山 就業先: かえで館(愛宕コミュニティセンター) 住所: 愛宕3丁目 内容: フロアトイレなどの施設内および屋外・倉庫等の清掃 時間: ①8時45分~11時45分 ②①及び16時~18時30分 頻度: 月12~14日程度 50~60時間	配布 担当: 田村・小林 通勤・福祉・唐木田エリアでの就業です 就業先: 市内各所(自宅周辺地域) 住所: 同上 内容: 市広域誌のポスティング 時間: 配布指定日の中で都合の良い時間帯 頻度: 月2~4日	清掃 担当: 奥山 就業先: スークレジデンス中沢 住所: 中沢1丁目 内容: マンション共用部の清掃 時間: 火・金 9時~12時 頻度: 月9日程度
施設管理 担当: 若山 就業先: 第1放置自転車保管所 住所: 豊ヶ丘1丁目 内容: 放置自転車の返還手続き、PC入力、場内の清掃 時間: ①8時~11時 ②14時~17時 ③17時~20時 頻度: 月7~8日程度(令和5年度から13~14日) 45時間程度	調査・入力 担当: 田村・齊藤 パソコンでの作業が基本。1ヶ月未満の短期の仕事。 就業先: シルバー人材センター事務所 住所: 桜ヶ丘4-40-1 内容: センターの受託就業先アクセス情報の調査・入力業務 時間: 10:00~15:00(昼休憩あり) 頻度: 8月下旬~10月上旬までの期間中に7~10日程度の就業を配置しています。	通学路 担当: 若山 就業先: 多摩第三小学校(通学路) 住所: 乞田五差路、乞田新大橋 内容: 児童・生徒の通学安全意識の向上を図る 時間: 平日 7時30分~8時30分および14時20分~16時20分 頻度: 約10日 25~30時間

★おしごと情報コーナー

就業できる会員を募集しています。お気軽に担当までお問い合わせください。
 タイトルが緑色のお仕事を希望の方は、早めにご連絡をお願いいたします。

応募要件

応募にあたっては次のことをご確認ください。

- ※ **赤** の仕事は、
 全ての会員が応募可
- ※ **青** と **緑** の仕事は、
 現時点で就業していない会員
 または
 赤 の仕事に就業中の会員
 が応募可

※ **赤** に分類される仕事
 配布・筆耕・PC・生活支援・ヤマト運輸

注意: **青** と **緑** の仕事への同時応募はできません。

●事後報告で良い状況の場合

リーターやメンバーと相談して直近の対応が調整できる場合は、センターには事後の連絡で構いません。なお、営業時間外に一報を入れておきたい時はFAXやメールをご利用ください。※確認は営業日になります。

FAX: 042-371-3619
 メール: janesc@sc.ne.jp

●営業時間外で待てない状況の場合

センターでは営業時間外専用の緊急連絡先を設置しています。

TEL: 042-371-3581

怪我や事故など今すぐにセンターに連絡をしなければならぬ状況が発生した場合にご利用ください。

警備会社に繋がりますので、「会員番号・氏名・連絡の取れる電話番号・就業先や状況」をお伝えください。利用ごの有料サービスとなっておりますので緊急時以外のご利用はお控えいただくようお願いいたします。

※大怪我や生命に関わる重篤事故は、迷わず消防(119)や警察(110)への通報を優先してください。
 その後センターに連絡をお願いします。

清掃 <派遣> 担当: 奥山 就業先: ヴィータ聖蹟桜ヶ丘 住所: 関戸4丁目 内容: 敷地の清掃 時間: 7時~11時 頻度: 月12~17日程度 シフト制	封入 <派遣> 担当: 熊谷 就業先: ヤマト運輸 住所: 南野1丁目 内容: チラシの封入 時間: 10時~13時 頻度: 月3~4日程度 ※毎月25日前後に就業日
宿直 <派遣> 担当: 奥山 新規受注 就業先: ケアプラザ多摩 住所: 永山3丁目 内容: 宿直・夜勤・簡易清掃 時間: 18時~9時(実働5.5時間、宿直別途支給あり) 頻度: 月6~8日程度	運転 <派遣> 担当: 奥山 規定により75歳まで 就業先: スタジオアーク 住所: 日野市百車 内容: 利用者送迎(一般車)※介助業務はなし 時間: 12時~14時 頻度: 月15日程度
見守り 担当: 奥山 就業先: リズの保育園 住所: 唐木田2丁目 内容: 園児への声掛け、駐車場付近の見守り 時間: 7時45分~8時15分、16時45分~18時15分 頻度: 月10日程度	清掃 <派遣> 担当: 奥山 就業先: JAF中央研修センター 住所: 永山6丁目 内容: 共用部の清掃 時間: 8時~12時 頻度: 月9~12日程度 シフト制



家具転倒防止器具取付業務

順調に進捗中!

令和2年2月からスタートした取付業務も12月末までの作業完了のほぼ半分の約420件が終了しました。

今年の2月から3月にかけて東京でも地震が続いたため、希望者も多く、感染防止に配慮しながら、申請者のお宅へ伺い器具取付を行っています。

申請者からは、感謝の声を数多くいただいております。取付業務終了まであと4か月間ですが、頑張っています。

黒葛原会員 人命救助で 消防署から感謝状!

多摩東公園で就業中の黒葛原ひとみ会員が、7月12日に、多摩消防署から感謝状を贈呈されました。

これは、テニスコートを利用中のお客様が心臓発作で倒れた際に、同伴されたお客様のご要請に臨機に对应し、AEDの設置場所への案内及び119番通報を適切かつ迅速に実施したことで人命救助につながった功績に対する表彰です。倒れた方は入院後、元気を取り戻されました。

黒葛原会員に、多摩市SCの仲間へのメッセージを伺うと「緊急時は何よりも通報を優先して実施する。またAEDの場所を把握しておくことで、いざというときに慌てず対応できる!」ということでした。

必見情報! 事務局掲示板

1 適正就業・請負OK・クイズ正解

2 7月事故発生状況 2件

3 8月分就業報告書提出(請負)の締切日は9月3日(金)まで

4 配分金支払日9月15日(水)

5 次回の就業公開募集のご案内11月1日(月)2日(火)4日(木)

6 時間11時~16時30分

7 ※12時~13時は除く

8 場所 シルバー人材センター会議室

元気・健やかコーナー

新型コロナウイルス感染に関するセンターへの連絡について

全国的に感染拡大が止まらない状況です。会員の皆さんは、気を緩めずに日々の検温、手指消毒、マスク等感染防止と体調管理に万全を期して過ごしましょう!

特に、就業中の方は、お仕事を一緒に働く会員への影響が大きいため、次のような場合は必ず迅速にセンターに連絡をお願いいたします。

営業時間外の場合は、**非常時緊急連絡先 042-371-3581** にお電話を!

- 本人、同居のご家族がPCR検査をつける。
- 本人、同居のご家族がPCR検査の結果、感染(検査が陽性)した。
- 直近で一緒になった方がPCR検査の結果、感染(検査が陽性)した。
- また、体調がすぐれない、熱があるなどの際は、就業は自粛していただき、センターの担当者やリーターに連絡してください。

安全衛生委員会からのお知らせ

増加している新型コロナウイルスの家庭内感染については、厚生労働省ホームページ掲出の「ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合」家庭内で「ご注意」いただきたいこと(8つのポイント)をぜひご覧ください。

具体的には、部屋を分ける、感染者のお世話は限られた人が行う、マスクを着けるなどです。

ワクチン接種後の高齢者が安心していらっしゃる状況も一部に見受けられるので、ワクチンを打っても感染症対策は引き続き徹底してください、とあらためて注意喚起がありました。

会員・職員の皆さんのご注意をお願いします。

※緊急事態宣言発令中のため、8月23日に産業医の和光先生と電話会議形式で開催しました。(安全衛生委員会 安宅)